平成13年5月21日 長崎県警察本部訓令第32号 最終改正 令和2年5月19日

長崎県警察の伝承官に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、長崎県警察職員(以下「職員」という。)の実務能力の 向上に資するために置く伝承官(長崎県警察を退職した者のうち、職員に伝 承すべき専門的技能、知識等を持った者をいう。以下同じ。)について、必 要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 伝承官は、必要に応じ、警務部、生活安全部、地域部、刑事部、交通 部及び警備部(以下「各部」という。)に置く。

(種別)

第3条 伝承官は、会計年度任用職員伝承官及び嘱託伝承官とする。

(職務)

第4条 伝承官は、その専門的技能、知識等を職員に伝承することを職務とする。

(選考基準)

- 第5条 伝承官の選考基準は、次に定めるところによる。
 - (1) 長崎県警察を退職した者であること。
 - (2) 年齢70歳以下の者であること。
 - (3) 職員に伝承すべき専門的技能、知識等を持った者であること。

(伝承すべき専門的技能等)

第6条 職員に伝承すべき専門的技能、知識等の内容は、各部において定める ものとする。この場合において、各部長(警務部長を除く。)は、あらかじ め、警務部長と協議しなければならない。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、伝承官に関する細目については、必要 に応じ、各部ごとに定める。

附則

この訓令は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成16年長崎県警本部訓令第15号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年長崎県警本部訓令第23号) この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則(平成25年長崎県警本部訓令第12号)

- この訓令は、平成25年10月1日から施行する。
 - 附 則 (平成31年長崎県警本部訓令第10号)
- この訓令は、平成31年4月1日から施行する。
 - 附 則(令和2年長崎県警本部訓令第21号)
- この訓令は、令和2年5月19日から施行する。